

国鉄安第89号

国自環第161号

平成30年2月15日

殿

国土交通省鉄道局安全監理官

国土交通省自動車局環境政策課長

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度
(INES) の運用について

標記については、国際原子力機関 (IAEA) が発行している国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES) の2008年版ユーザーマニュアルを受け、「放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES) の運用について」(平成22年3月26日付け国鉄安第86号、国自環第293号。以下「平成22年INES運用通達」という。) により運用してきております。

今般、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和36年法律第167号) が改正され、同法第31条の2が新設されたことに伴い、放射性同位元素を使用する者等は、放射性同位元素等の運搬において放射線障害が発生した事故等について国土交通大臣に報告しなければならないこととされたことから、その報告を要する事象等について規定した「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則」(平成30年国土交通省令第2号) を制定し、平成30年4月1日より施行することとなりました。

このため、平成22年INES運用通達の適用範囲を見直し、平成30年4月1日以降は別添により運用することとしたので、ご対応方よろしく申し上げます。

なお、平成22年INES運用通達は、平成30年3月31日をもって廃止します。

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度
(INES) の運用について

1. 背景

国際原子力・放射線事象評価尺度（以下「INES」という。）は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象（以下「事象」という。）について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段である。

陸上輸送に係る事象のINES評価は、平成20年4月から正式運用を開始し、現在は「放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）の運用について」（平成22年3月26日付け国鉄安第86号、国自環第293号）により運用を行っている。

今般、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和36年法律第167号）が改正され、放射性同位元素を使用する者等は、放射性同位元素等の運搬において放射線障害が発生した事故等について国土交通大臣に報告しなければならないこととされたことから、その報告を要する事象等について規定した「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則」（平成30年国土交通省令第2号）を制定し、平成30年4月1日より施行することとした。このため、INES評価の適用範囲を見直し、平成30年4月1日以降はこれにより行うこととしたものである。

2. 運用方法等

(1) 適用範囲

- ① 陸上輸送中であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成17年国土交通省令第109号）で定める各号に該当する事象。

- ② 陸上輸送中であって、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則」（平成30年国土交通省令第2号）で定める各号に該当する事象。
- ③ その他、INESを適用することが適当と判断した事象。

（2）事業者からの報告等

① 事象発生後の通報

陸上輸送中において、（1）に該当する事象が発生又は事象を確認した場合は、別紙で定める様式により速やかに鉄道局安全監理官（以下「安全監理官」という。）又は自動車局環境政策課（以下「環境政策課」という。）へ通報することとする。

② 報告

事象発生後10日以内に、その状況及びそれに対する処置を含む詳細な報告書を安全監理官又は環境政策課へ提出することとする。

（3）評価

① 暫定評価

（2）により通報を受けたものについて、鉄道局又は自動車局は関係省庁と同一の事象に対するINESの評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないよう、連携してINESの暫定評価を行い、公表するものとする。

② 正式評価

（2）の報告書が提出された後、自動車局に設置された「放射性物質陸上輸送技術検討会」を開催し、また、関係省庁と同一の事象に対するINESの評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないよう、関係省庁の委員会等と連携を図り、その検討結果を踏まえて、鉄道局、自動車局及び関係省庁は、INES正式評価を行い、公表するものとする。

(4) 施行

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

3. 留意事項

本通達で定める報告は、INESに係る報告を定めたものであり、他の報告を妨げるものではない。

なお、現在、放射性物質等の鉄道輸送については計画がないので、当面、2.(2)及び(3)に係る運用は行わない。ただし、放射性物質等の鉄道輸送を行うときは、予め評価体制の構築等を行う必要があるので、事業者は安全監理官に事前連絡すること。

第 報 (1 / 2)

報告日時: 年 月 日 時 分
事業者名:
部署:
担当者名:
連絡先(電話):
連絡先(FAX):
連絡先(E-mail):

事象の件名:
発生日時: 年 月 日 時 分
発生場所:

事象の形態: (該当するものを○で囲む)
発生時期: 陸上輸送中 ・ 休憩・休息中 ・ 積み替え、一時保管時等
・ その他 ()
事象形態: 車両等の衝突 ・ 輸送物の荷役、取扱いミス等 ・ 輸送物の固縛の不具合等
・ その他 ()

事象の概要: (状況、原因、周囲への影響等を具体的に記載。別紙の添付可)

Large empty bracketed area for detailed incident description.

運搬について責任を有する者:
荷送人:
荷受人:
搬出日時: 年 月 日 時 分
搬入予定日時: 年 月 日 時 分

第 報 (2 / 2)

輸送物種類：(該当するものを○で囲む)

- ・ BU型輸送物 ・ BM型輸送物 ・ A型輸送物 ・ L型輸送物
- ・ IP-1型輸送物 ・ IP-2型輸送物 ・ IP-3型輸送物
- ・ 核分裂性輸送物 ・ 六フッ化ウラン輸送物

輸送容器の名称： _____

容器承認番号： _____

収納している核燃料物質 種類： _____
重 量： _____
放射能量： _____

事象の概要

- ①輸送物の損傷： ・有り ・なし ・調査中 (該当するものを○で囲む。以下同様)
- ②放射性物質の漏洩： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合：漏洩量 _____ D₂値との比較 _____
- ③遮蔽性能の劣化： ・有り ・なし ・調査中
車両積載時の線量： 輸送容器表面： _____ at1m： _____
事象発生後の線量： 輸送容器表面： _____ at1m： _____
- ④輸送物の健全性： ・有り ・なし ・調査中
(密封性能の低下 (放射性物質の漏洩のない場合も含む) 等を考慮し総合的に判断すること)
- ⑤従事者の放射線被ばく： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合： _____人 推定被ばく線量： _____
- ⑥従事者の負傷： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合：負傷者数： _____人
負傷の程度： _____

所管官庁記載欄

原子力施設等の事象の国際評価尺度 (INES) の基準の該当するレベル

人と環境への影響事象 _____ }
深層防護の劣化事象 _____ } INESレベル _____ (暫定値)